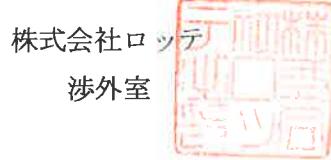


特定非営利活動法人日本消費者連盟 御中

2014年9月18日



「コアラのマーチ」に関する公開質問状に関する回答

平素よりお世話になっております。

過日、貴信（2014年9月9日付）弊社製品に関するご質問につきまして
下記の通り回答させていただきます。

記

質問1・日本で発売されている「コアラのマーチ」（以上、日本の商品）1箱あたりにトランス脂肪酸の含有量について教えてください。日本で販売されているラインアップ毎に違いがあれば、製品1箱あたり何g入っているかを銘柄毎に教えてください。

【回答】

コアラのマーチ（チョコ）1箱（内容量50g）

コアラのマーチ（いちご）1箱（内容量48g）

両品共にトランス脂肪酸含有量ですが、

1箱あたりの含有量は0.1～0.2gになります。

質問2・香港で販売されている「コアラのマーチ」（以下、香港の商品）には「ショートニング」と記載され、日本の商品には「植物油脂」としか記載されていません。

日本の商品にはショートニングを使用していないのですか。

【回答】

ビスケットの部分にショートニングを使用しています。

香港で発売されているものとは異なるものです。

日本の表示ルールに従って植物油脂として表記しております。

質問3・香港の商品には、色素として「E150d」と表示されていますが、このE150dは、発がん物質「4-メチルイメダゾール」(4-MI)を含むカラメル(IV)です。日本の商品にも、同じカラメルが使用されていますか。

【回答】

使用しておりません。(カラメルIのみ使用)

質問4・香港の商品にはトランス脂肪酸や糖、コレステロールといった日本では表示されていない栄養成分表示がなされています。日本商品にはなぜ表示しないのですか?

【回答】

弊社は日本の表示ルールに準じて栄養成分表示をしております。

今後も行政、業界団体との取り決めに準じて対応してまいります。

以上